

生活賃金運動の問題提起

おやさか

じゅんいち **女中 ---**

奈良産業大学経営学部・教授

- 1.はじめに
- 2. 生活賃金キャンペーンの展開
 - 2-1 ボルチモアの生活賃金条例
 - 2-2 生活賃金キャンペーンの拡大
- 3. 生活賃金キャンペーンに対する反応
 - 3-1 生活賃金批判論
 - 3-2 生活賃金批判への反批判
- 4. 生活賃金運動が提起していること

1.はじめに

20世紀の初期アメリカの労働世界に「ひとつの」 大きな転換期があった。時期を明確に特定することは難しいが、それは、アメリカ労働運動思想史の専門家の認識に従えば、南北戦争(1861-65年)後から1930年代のある時期にかけてかなりゆっくりとしかし着実に生じた「賃金労働に対する労働者階級の態度の変化」である。「賃金奴隷(wage slavery)」観から「生活賃金(living wage)」観へと")。

働いた時間ないしは日にちをベースとして賃金 が支払われていた19世紀の多くの労働者にとって は、賃金のために一生働き続ける境遇から抜け出 ること・・・・それが「自由」を意味しており、独立して自営業となることが「夢」であった⁽²⁾。だがその後、労働運動の進展、特に8時間労働キャンペーンの展開につれて、組合のリーダーたちは新たな賃金観を提示するようになった。たとえば、1889年に作成された AFL のパンフレットに記載された「賃金は奴隷のバッチではなく、社会の進歩にとって必要不可欠な役割を継続して与えられているものである(Wages are not a badge of slavery, but a necessary and continual part of social progress)」との文言は、賃金を奴隷としてではなく奴隷から免れる有力な手段として解釈した画期的な「指標」として知られている⁽³⁾。そしてそのような流れのなかから、「家族を扶養し、自尊心を維持し、市民生活に参加する資力と余暇を持ち得る、

能力」(4) - - - 賃金はそのような能力を保障すべき である、というコンセンサスが生まれた。これが アメリカでの生活賃金思想のはじまりである(5)。

「生活賃金」というタームは、M. Brenner が述 べているように⁽⁶⁾、元来イギリスのものであり、ア メリカでは幅広い意味で使われている。というのは、 アメリカでは、イギリスとは異なり、熟練工を対象 とした職業別組合が組織化されず、したがって、世 帯賃金という賃金思想が根付いていなかったからで あろう。後の行論でも触れることになるが、「生活 賃金」がさまざまに理解されているのはその為であ

とはいえ、そのコトバが「我々が失ってしまった」 「ひとりの大黒柱がひとつの家族を養えることがで きた『古き良き時代』の賃金水準や社会構造のシン ボル」(7)と結びつけられて論じられることからも容 易に想像されるように、それはいまだに「世帯賃金」 と重なってくる概念でもあり、その「継続性」は十 分に意識されているようにも思われる。とすれば、 そのことが持つ意味は大きい、といえるであろう。 改めて言うまでもなく、「世帯賃金」概念は欧米に は存在しないものであり、単身者賃金との比較を意 図してわが国で構築された概念である。両者の関連 については本稿の最後に再度考える予定である。

但しその後の動向を見ると、「生活賃金」とい うコトバは労働の世界の「表舞台」から姿を消し てしまった。それに代わって登場してきたのが「最 低賃金」であり、連邦規模で法律も制定されるに 至る。しかしその生活賃金が1990年代の中頃から 再び大きな関心を呼びはじめ全国的なキャンペー ンが展開されるようになった。現在の生活賃金を めぐる議論と過去の議論の違いは、過去のケース の場合個人の尊厳や共和国の一人前の市民として 存在することの意味が問われたのに対して、現在 では「正義」(justice)に言及されていることに ある®が、単にそれだけでなくその運動のなかか ら「生活賃金が支払われるジョブに就く権利」が 提起されてきている。これらはいかなることを意 味しているのか。しかもこれは単にアメリカだけ

の現象ではなく今日では世界各地で「生活」賃金 が注目されている。

本稿では、労働の世界の変貌を象徴している現 象のひとつとしてこの「生活賃金」に注目する。 何故にいままた「生活」賃金なのか。今日の労働 の世界にいかなるコトが生じているのであろう か。その現実を整理し、それが21世紀に生きるわ れわれにいかなるメッセージを投げかけているの か。手元の資料でその問題提起の意味を確認する こと - - - それが本稿の目的である。

2 . 生活賃金キャンペーンの展開

2-1 ボルチモアの生活賃金条例

アメリカでは、1938年に、公正労働基準法の一 部として連邦最低賃金法が制定された。それはさ まざまな動きの結果であるが、そのひとつの流れ として1900年代の初期に宗教関係者のグループや 労働組合が生活賃金について語りはじめ、それが 法律の制定に繋がっていったという経緯が知られ ている。そして近年になってその「現代版」が「再 現」(back) しつつあるかのような状況が生まれ ている。1990年代の後半頃から展開されてきた「低 収入労働者の賃金を上げること」を目的とする「草 の根」運動(a grassroots movement)がそれであ り、フルタイムで働きながら家族を養うことがで きない労働者が多いことに気づいたボルチモア市 の聖職者が市当局に援助を求めたことがそのはじ まりであった。

これ以下に引き下げられない、生活に必要な最低 限の賃金 - - - これが最低賃金 (minimum wage) の意 味である。最低賃金には労働協約で定めるものと法 定のものがあるが、最低賃金制度(最賃制)という 場合,通常、法律で定められた最低賃金制度をさし ている(9)。

但し実態としては、後で詳しく検討するように、 最低賃金(最低賃金制)が決められたとしても、そ れによって必ずしも最低生活を保障する賃金が実現 されるわけではないのであり、ここに、「生活」賃 金運動が展開される現実的基盤がある。

ボルチモア市では、1994年に、市と契約して公益事業をおこなっているすべての事業体に従業員に対して1時間6.10ドル(連邦で定められた最低賃金は4.35ドル)を支払うことをもとめる条例が採択された。この条例は、雇用者に「連邦レベルあるいは州レベルの最低賃金以上の賃金を要求するもの」(10)である。ボルチモア市で条例が成立すると、そのような「生活賃金条例」を求める動きが他の地域でも生まれ、その後同様の条例を可決する都市が増加していった。これが「リビングウェイジ・キャンペーン」(Living Wage Campaign)(以下の行論では、リビングウェイジを生活賃金と表記する)と呼ばれている事象であり、今日では、多くの地域で展開されている(11)。

と同時に、この運動の全国的な拡がりそして多様化とともにその在り方をめぐってさまざまな立場からの発言が相次ぎ、21世紀に入ったいまでも「論争」が続いている。その論争の意味を考える前に、運動の実態を確認することにしたい(12)。

2-2 生活賃金キャンペーンの拡大

ボルチモアに代表される生活賃金条例は当該地方自治体と契約している企業で働く労働者だけに適用されるものであったが、運動が「成功」し注目され拡大するにつれて次第に「変貌」を遂げていく(13)。その契機の1つとなったのが、1995年に、ACORN(Association of Community Organizations for Reform Now)が当時展開していたキャンペーン "Campaign for an America That Works"のなかで中心的なテーマとして取り上げたことであり、生活賃金条例をめざす動きは全国的なキャンペーンへと「成長」していった。そしてその ACORN の

本部があるニューオーリンズ市では、2002年に、 市で事業を展開しているすべての企業を対象とし た「市全域生活賃金条例(citywide living wage)」 がアメリカではじめて公布されるに至った。

ACORN は、行動に直接に訴えることで知られる、 労働組合に参加していない、低所得者および中所得 者層を取り込んだアメリカ最大のコミュニティ組織 である。1970年に創設され、2004年11月現在15万以 上のファミリーが会員である⁽¹⁴⁾。

ACORN は独自の生活賃金サイト living wage website を運営している⁽¹⁵⁾。

ACORN のウェブ内にある資料によると、引用者(宮坂)がアクセスした時点で、71の市と郡が生活賃金キャンペーンを展開し、同じく30大学がキャンペーンを実施し、20の州で州規模のキャンペーンが展開されていた(*6)。同時期にアクセスした EPI (The Employment Policies Institute)のウェブ内にある資料(*7)に拠れば、アイダホ州、アーカンソー州、イリノイ州、テキサス州、カンサス州、ニュージャージー州、ネブラスカ州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州で、州規模で条例の提案がなされ、逆に、どこの自治体でも生活賃金の提案がおこなわれていない地域は、アラスカ、アラバマ、ウェストバージニア、デラウェア、ノースダコタ、ハワイそしてワイオミングの7州だけである。

EPI は、ワシントンDCに住所を定め、雇用をめ ぐる公共政策を研究している非営利の研究機関であ る。特に、エントリー・レベルの雇用に影響を与え る政策に関心を寄せ、生活賃金キャンペーンに批判 的な論陣を張っている⁽¹⁸⁾。

また ACORN がその当時に公表していた数字を 受け入れると、これまでに大学を含めて123カ所 で生活賃金条例が制定されている。但し、EPI の

ウェブ資料では条例が通過した自治体でも休眠中 のもの (dormant) がかなりあることも示唆され ており(19)、現実にどの程度実施されているかは「不 明」である。運動の現状はこのようにかなり流動 的であるが、それが「大きな」流れに育っている ことだけは確認できる。

条例で定められた生活賃金額もさまざまであ る。ボルチモア市のケースでは8.55ドル(1994年 当時は6.10ドル)であり、10ドルを超えているケー スも幾つかある。条例が適用される対象は、多く の市(郡)では当該の自治体と契約している業者 や地方自治体の公務員であるが、そこで事業を展 開しているすべての企業に適用されるケースが増 えてきている。

ボルチモア生活賃金条例制定以降のキャンペー ンの特徴を示していると思われる幾つかの事例を 見ていこう。

生活賃金キャンペーンは、基本的には、市や郡の 自治体に対して、そこで働いている職員や市と契約 している請負業者の従業員に生活賃金を支払うこと を要求し、「経済的正義」を確立することを目指す、 運動である。だが現在ではこの種のキャンペーンと は異なるタイプが提起されている。ユニバーサル生 活賃金 (universal living wage) と称せられているの がそれである。前者との相違点は(20)、第1に、それ がすべての労働者を対象としていることにあり、週 40時間働いている労働者は稼いだ賃金で住宅(housing) を持つだけの余裕があるようにすべきである、 と主張していること、第2に、ユニバーサル生活賃 金は単一の「ナショナル・フォーミュラ」(最低賃 金をそれぞれの地域の生計費と関連させること)に 基づいていることにある。

ロサンゼルスの事例

アメリカ国内の貧困をなくす努力の達成度を示 す「ランドマーク」として知られているロサンゼ ルスで「市のリビングウェイジ条例」が可決され たのは1997年であった。これは国内では三番目の

事例であるが、健康保険に言及した条例としては 初めてのものであった。

ロサンゼルスの条例の対象となる事業主体はつ ぎの4つである。市と契約してサービス事業を 行っている会社、市から土地を借りている会社、 市から許可を得て事業を展開している会社、市か ら補助金を得ている会社。条例は、これらの会社 で働く従業員に、健康保険に加入している場合に は7.72ドル、加入していない場合には8.97ドルを 支払うように義務づけている(21)。

サンフランシスコの事例

2000年8月、サンフランシスコで「ドラマチッ クに新しい」生活賃金法案が ("minimum compensation"law) 承認された。この法案の斬新さは賃 金だけでなくメディカル・ベネフイットにも言及 していることにある。

その主要な特徴は以下の3点である。

- 1)対象となる労働者は20人以上の従業員を擁す るかあるいは2万5000ドルの契約を市と交わ している市の請負業者の従業員とサンフラン シスコ国際空港で働く労働者である。最初の 1カ年は9ドルであり、1年後には10ドルに 上げ、その後3カ年は毎年2.5%賃金を上げ る。
- 2)市の請負業者に雇われたり空港で働く労働者 は12日の有給休暇を与えられるので、それを バケーション、病気の治療、個人的な時間に 当てることができる。また家族の緊急事態の 時には10日間休む(賃金は支払われない)こ とができる。
- 3)上記の雇用者は、従業員に、民間の保険会社 あるいは市経営の保険プールを使って、健康 保険を供与しなければならない(22)。

サンタモニカの事例

2001年7月、カリフォルニア州南西部に位置する人口8万4084人(2000年)のサンタモニカ市議会が生活賃金条例を可決した。これは、市、市と契約しているすべてのサービス業者、そして「一定の」民間の業者に、1時間12.25ドル(カリフォルニア州の最低賃金6.25ドルの80%増)を支払うことを要求するものであった(23)。

この条例の特徴は一定の条件を「満たす」民間 業者にも適用されることにある。それは、市の中 心から約半マイル以内で事業をおこない年間500 万ドルの収益を上げている会社である。これらの ビジネスが対象となった理由として、市の公共政 策の恩恵を受けているにもかかわらず、それを従 業員に「分配」していないことが指摘されている

バーバード大学の事例

バーバード大学では、進歩的な学生を中心に展開されていた労働運動(Harvard's Progressive Student Labor Movement)のなかから、1998年秋頃、生活賃金キャンペーンが生まれた。それは、ケンブリッジ生活賃金条例をケンブリッジシティの大企業にも適用しようとする計画のもとで、労働者と労働組合にインタビューを実施しその情報を学生や地域社会に広く提供することからはじまったものであり、その中で、バーバード大学で働く労働者の生活実態も調査されるようになった。

大学が開示した資料によると、時間給10.68ドル以下で働く労働者は1000人を超え、時間給12ドル以下で働く労働者は1400人を超えていた。これらの労働者は3グループに分類される。

1)直接雇用された、組合に加入している正規従 業員。2001年3月時点で、このタイプの424 名の労働者が時間給10.68ドル以下で働いて いた。

- 2)臨時雇いの労働者(casual)。彼らはパートタイムであり、直接雇用であったが、組合に加入しておらず、ベネフィットを受け取らず、ジョブセキュリティもなかった。1999年3月時点で、このタイプの650名の労働者が時間給10ドル以下で働いていた。
- 3)請負労働者。バーバード大学は年間約9000社 と契約し、約180社と契約を継続している。 2001年3月時点で、このタイプの579名の労 働者が時間給10.68ドル以下で働いていた。

このような調査を踏まえて、直接雇用であれ間接雇用であれ、ハーバード大学は、ハーバードで働く労働者には、生活賃金とベネフィットを支給すべきである、との主張が提示されキャンペーンが展開される。要求額は1時間12ドルプラスベネフィットであり、それは、ケンブリッジ生活賃金条例で定められた11.11ドルを考慮した結果であり、大学の資料に拠れば、大学には十分に生活賃金を支払う余裕があることが判明していた。

その他、用務員、ダイニング・サービス、セキュリティ業務を外注せずに常勤の担当者を雇うこと、サービス部門により多くのフルタイムの労働者を雇うこと、等々が要求として掲げられていることがハーバード大学のキャンペーンの特徴である(25)。

そして、今日では、この生活賃金運動はアメリカだけの現象ではなく、世界各地で展開される気配をみせてきた⁽²⁶⁾。

その幾つかを紹介すると、つぎのようなことが 生じている。

カナダの事例

多くのカナダの人びとは1990年代初めに自国の 衣料産業の労働者がいわゆるスウェットショップ 的労働条件で働かされていることを知りショック

を受け、「ノー・スウェット・キャンペーン」が 展開されるようになった(27)。そして同時に、それ は生活賃金に対する関心へと拡がり、「貧困賃金 から生活賃金へ」というスローガンが生まれてい る(28)

そのような運動の背景には、最低賃金が貧困ラ インないしは生計費よりも低額である、との認識 がある。例えば、オンタリオ労働同盟の資料に拠 れば、最低賃金は,生計費の70%に相当する額で あり、公式統計数字 (Statistics Canada Low Income Cut-offs)を前提にすると、貧困ラインとしてみ なされている「最低所得水準」(low income cut off) は年額22,357ドル(時間賃金10.75ドル)である のに対して最低賃金が年額14,248ドル (時間賃金 6.85ドル)にすぎないという現実がある。言うま でもなく、最低賃金を生活賃金以上に引き上げる ことは極めて困難な (herculean) 課題であるが、 運動の展開とともに、「生活賃金はベーシックな 権利とみなされるべきである」(29)との考え方が拡 がってきていることには注目すべきであろう。

イギリスの事例

イギリスでは、The East London Community Organization (TELCO)が、2001年4月に、単に組合 だけでなく、多くの宗教団体の支援を受けて、生 活賃金キャンペーンを立ち上げた(30)。これは、都 市犯罪、環境問題、特定地域の労働問題、等のロー カル・エリア(イーストロンドン)の現代的諸問題 の解決をめざす活動の中から独自に発展したもの であるが、今日では特定地域の問題にとどまらず、 全国的な課題として認識されつつある。このこと は、最大の組合の1つである UNISON (the trade union for people delivering public services) で表明 された、「何故に労働者は生活賃金が必要なのか」 という問に対する、それは「チャリティではなく、 正義」の問題である、との「答え」、に端的に示 されている(31)。

ロンドンではアテネ・オリンピックの終了ととも に2012年のロンドン・オリンピック開催をめざして 「準備」が進んでいたが、その経過のなかで、興味 深い出来事が生まれた。それは、イギリスのオリン ピック招致委員会とロンドンの住民の間で、2004年 10月に、オリンピック村の候補地である Stradford 地 域の労働者に対する生活賃金の保証、新しい住居の 提供、スキル・トレーニングの実施等々を内容とす る「倫理契約」が締結されたことである。これは言 うまでもなく国際オリンピック委員会へのアピール であるが、その為の手段として「生活賃金」が使わ れたとは····・ (32)。

このことは生活賃金運動がが世界的な拡がりをみ せてきていることを象徴的に示す現象である。そし て2005年7月中旬に、ロンドンが2012年オリンピッ クの開催地として正式に決定された。

生活賃金運動は、政治的な視点を強調すれば、 左翼によって招集された「新しい経済的そして社 会的正義をもとめる運動(a new economic and social justice movement)」であり、「使用者に労働現 場のなかに福祉の精神(welfare mentality)を注入 することを強要するために組織された取り組みで ある」と解釈されることがある。その立場から言 えば、「スキルではなく、欲求に応じて、各々の 労働者に対して賃金率を定めることが運動の目的 である。これは、消費者や納税者に多大な犠牲を 強いて、現在の最低賃金を倍増し3倍にし更には 4 倍にまで上げることを意味している」⁽³³⁾。

このような批判は、当初の要求額(6.10ドル) が大幅に上昇している(ニューヨーク市では16.81 ドル、ワシントン DC では15.46ドル)という現 実を反映したものである(34)。

たしかに上記の批判は極端な主張であるかもし れないが、生活賃金運動の展開とともに、それ以 外にも、現状を反映して、それは「意図せざる結 果」をうみだした、というコメントをはじめとし て幾つかの批判が寄せられ激しい議論を呼んでき

た。以下の節ではそれらの主張を整理することに よって、生活賃金運動が問いかけていること(の 意味)を考えることにする。

3 . 生活賃金キャンペーンに対す る反応

3-1 生活賃金批判論

生活賃金キャンペーンにはさまざまな立場から 批判が提起されている。その中には、たとえば、 1990年代の運動の盛り上がりを「都市災害 (urban disaster)」として「切り捨てる」ような「感情的 な」反応もある(35)が、生活賃金キャンペーンが労 働組合によって支持され資金援助を受けて展開さ れているというその性格から考えると、生活賃金 に対しても、それはいわゆる左翼の発想である、 との批判が展開されることはある意味で当然のこ ととして予想される。但しその主張の内容が、生 活賃金キャンペーンのリーダーあるいはその運動 そのものが自由市場経済を完全に拒絶している、 ということに尽きる⁽³⁶⁾ならば、それはあまりにも 「非生産的な」「短絡的な」批判である、と言わ ざるを得ないであろう。それ故に、もう少し別の 観点からの批判を見ることが必要になってくる。

生活賃金運動を積極的に支援している組織は多数存在している。その代表的なものを挙げると、まず組合関係の組織として、the AFL - CIO (http://www.aflcio.org/) , the American Federation of State, County and Municipal Employees (AFSCME) (http://www.afscme.org/) , the Teamsters (http://www.teamster.org/) , the Service Employees International Union (SEIU) (http://www.seiu.org/)があり、志を同じくするコミュニティ・オーガニゼーションとして、the Association of Community Organizations for Reform Now (ACORN) (http://www.acorn.org/) , Jobs With Justice (http://www.iwj.org/)が有名であり、調査研究機関としては、組合から資金を提供されてアカデミックな研究をおこなっている the Economic Policy Institute (EcPI)

(http://www.epinet.org/) が著名な存在である。産業人の中にも生活賃金を支持している人びと(Responsible Wealth)がおり、HPが開設されている(http://www.responsiblewealth.org/living_wage/index.html)。またこの運動に反対している研究機関である The Employment Policies Institute のウェブ内のページ(http://www.epionline.org/lw_faq_who.cfm 2005/01/04アクセス)にその他の支持組織を含めた詳細なリストが掲載されている。

逆に、反対の立場を明確にしているのは上記のThe Employment Policies Institute の他につぎのような機関がある。The Cato Institute (http://www.cato.org/index.html)、The Ludwig von Mises Institute (http://www.mises.org/)、The Foundation for Economic Education (FEE) (http://www.fee.org/)、The Mackinac Center for Public Policy(http://www.mackinac.org/)、Lew Rockwell (http://www.lewrockwell.com/)、The San Fra-ncisco Planningand Urban Research Association (SPUR)(http://www.spur.org/)

また運動に批判的な記事を多く掲載している情報 サイトとして、Townhall.com(<u>http://www.townhall.com</u>/)、Capitalism Magazine(<u>http://capmag.com/</u>)がある。

反対論者の多くが無意識に前提にしているコト がある。それは、企業の賃金コストの総額が一定 である、ということである。そのことを前提にす る限り、運動が「意図せざる結果として」最低所 得者層を切り捨てることになるのは当然の帰結で ある。しかしその種の議論が多いのだ。いわゆる リバタリアニズムからの批判(37)にもそのことが表 れている。生活賃金運動の展開につれてその支持 者たちからいくつかのことがポジティブなものと して指摘され評価されている。たとえば、そのよ うなものとして(生活賃金運動に疑問を投げかけ ている) C.Horowitz の整理に従えば、つぎのよう な事柄がある。生活賃金条例が不安定なエント リー・レベルの労働者を貧困から護るものである と定義されていること、その法律の実施によって 従業員のモラールと生産性が向上し、同時に使用 者の利潤が高まること、その条例を制定した地方 自治体は低価格で良いサービスを提供し、住民は

生活の質の向上という恩恵を受け取り貧困という 「病状」は減少すること、この措置で損をするの は搾取的な経営者だけであること、それ故に、右 翼の脅し作戦に直面しても常識と良識によってこ の運動はローカルレベルから全国レベルへと拡が り、連邦の最低賃金が「生活」賃金へと書き換え られるべきであるとの主張がでてきていること、 等々。但し、これらは、Horowitzの眼からみると、 「荒々しい」「生活賃金の時代」を象徴している 現象であり、それらはその真実 (reality) が大き くかけ離れたものである。

ビジネスと納税者に多大な犠牲を強いてお粗末 な (modest) 便益しかもたらしていない措置 ---これが、Horowitz によれば、生活賃金条例である。 何故に生活賃金はそのような結果を生みだすこと になるのか。それは、Horowitz の表現を借りれば、 生活賃金が最低賃金の「基準を上げられた(elevated)」バージョンとして機能し労働市場の歪曲 を増幅させるからである。具体的に言えば、生活 賃金がアメリカのすべての被雇用者に適用される ならば、はじめて職に就くひと、特に快適な生活 から縁遠い人々が仕事を見つけることは困難とな る、ということである。これは Horowitz の「独 断」ではなく、彼のコトバを信用すれば、ワシン トン (Washington, DC) のさまざまな研究機関 に属するエコノミストの約75%が、生活賃金条例 は経営者をしてよりスキルの高い従業員の採用へ と駆り立て、その結果、条例がその対象として念 頭に置いていた低スキルの労働者が閉めだされる であろう、と Horowitz と同じ見解を表明してい る⁽³⁸⁾。Horowitz の見解をもう少し詳細に聞くこと にしよう。

Horowitz は、生活賃金と最低賃金の違いをつぎ のように整理している。第1に、生活賃金の額が 連邦最低賃金よりもかなり高いこと、第2に、生 活賃金が州ないしは連邦レベルではなくローカル

なレベルで(市や郡)に適用されるものであるこ と、第3に、生活賃金が適用される労働者の数が 最低賃金と比べると遙かに少数であること(それ は当該のローカルなレベルにおいても限定されて おり、たとえば、サンタモニカ市の事例では、そ れが適用された労働者はそのコミュニティの約1 %にすぎなかった)。このように少なくとも3点 で生活賃金は連邦最低賃金と異なっている(39)。

と同時に、彼は、生活賃金運動と最低賃金運動の 類似点を、それらが最初は宗教関係者のリーダー シップのもとではじめられたこと、生活賃金と最低 賃金には倫理的な側面があること、に見いだしてい る。これが意味することは、Horowitz が考えている 以上に、重要である。それについては後述する。

だがその生活賃金キャンペーンは条例を全国的に 拡大しできるだけ多くの従業員に適用することを めざしている。それに成功すれば、今日の生活賃 金が明日の最低賃金になってしまうのだ。それで 良いのであろうか。これが Horowitz の最大の関 心事であり、彼はそのことを恐れている。

現行の最低賃金のもとでさえも経営側は技量の 高い労働者しか雇用しない傾向が見られる。もし 生活賃金が最低賃金に取って代わるとなれば、こ の傾向は益々加速されるであろう。これが Horowitz の現状認識である。それを支えているの が、1938年以降19回実施された最低賃金の引き上 げと10代の青少年や未熟な大人ないしは熟練度が 低く経験や教育を欠いている労働者の「失業」の 間にはっきりとした相関関係があることを示して いる資料である(40)。それ以外にも、Horowitz は生 活賃金の「不条理」を幾つか指摘している。たと えば、低所得者層が直面している問題は不十分な 賃金ではなく十分な労働時間を与えられないとい う現実にあるために、生活賃金が貧困に有効な策 にはならない (combat) こと、既存の生活賃金条

例が効果を上げているはその法律が想定している 労働者の1%に対してだけであること、最低賃金 を定めしかもそれを上げることは低所得層のスキ ル向上意欲を妨げ今まで以上に依存心を強める結 果になること、等々。

生活賃金をめぐる問題は、端的に言えば、「生活賃金は本当に低賃金労働者そして低所得ファミリーを助けているのか」という疑問に集約されることになる。

これは最低賃金論争において繰り返し議論された コトであり、同じ「論争」が生活賃金をめぐって展 開されている⁽⁴¹⁾。

この疑問は Horowitz だけでなく少なからざる 人々から提起されている。そのような生活賃金の 反対論者に「現実的な」根拠を提供しているのが D. Neumark の研究成果である。

Neumark は、最新人口調査 (Current Population Survey: CPS) の資料にもとづいて、生活賃金条例が低賃金労働者と低所得ファミリーにどのような影響を与えているのか、という観点から、独自の分析をおこなった。その彼に拠れば、主要な「発見」は以下の3点である⁽⁴²⁾。

CPS は労働統計局に属する国勢調査局が毎年約5000世帯を対象として各世帯の15歳以上の構成員の雇用状態を調べるためにインタビュー形式で実施している調査であり、すでに50年以上にわたっておこなわれている第一級の調査資料である。この調査には、年齢、性別、人種別、軍歴、教育水準、等を問う項目があり、現役か失業中かがわかるだけでなく、収入、労働時間、過去の職歴、健康状態、ベネフィット、仕事のスケジュール、修学期間、等も捕捉できる(43)。

第1に、全体的に言えば、生活賃金条例はそれが制定されている都市の低賃金労働者の賃金にかなりポジティブな影響を与えている。この場合、たしかにその条例の対象者が当該市の請負業者に

限定されている場合には・・・・多くの条例がそうなのであるが・・・・その効果は予想よりも大きなものとなっている。しかしそれだけではなく、現実には、賃金が大きく上昇しているという効果はむしろ条例が幅広く適用されている自治体によって、すなわち、市からビジネス上の補助金を受けている事業主にも生活賃金条例が適用されていることによって引き起こされている。それ故に、このことは、補助金を受けている企業の従業員の状況を無視し対象者を市の請負業者に狭く限定しておこなわれてきたこれまでの分析が実態から「外れた」ものであることを示している。

第2に、生活賃金条例は低賃金労働者の賃金を 高めるが、一方で、影響を受ける労働者のなかに 失業をもたらしている。賃金上昇というポジティ ブなこととネガティブなことが同時に起こってい る。また低賃金労働者ではなく低所得家族を「援 助(help)」することが生活賃金の本来の目的で あるとの立場から考えると、その趣旨とは異なる 現実が見えてくる。というのは、「低賃金労働者 = 低所得家族」という公式が必ずしも成立せず、 10代の若者のような低賃金労働者を抱えた高所得 家族がかなりの数で存在しているからである。こ れらのことは生活賃金の貧困に対する影響を予測 することを難しくしているが、生活賃金条例の導 入によって都市の労働者が貧困のなかで生活する 可能性がほどほどに少なくなる (moderate reduction)ことを示す証拠がいくつか見つかっている ことも事実である(44)。

第3に、生活賃金条例によって市が自治体職員 (市の職員)と交渉する意欲を失っている。とい うのは、それが自治体職員の交渉力を強め高賃金 へと繋がるからである。その為か、自治体職員の 組合はおしなべて生活賃金条例の制定をめざす運 動に積極的である。ちなみに、(対象者が当該市 の請負業者に限定されている、という意味で)狭

い生活賃金条例の結果として、組織化されていな い市の職員の賃金が高くなっていることを証明す る資料も存在している。

このような Neumark の総括はさまざまな読ま れ方をしている。これは、彼の結論が生活賃金条 例のポジティブな影響とネガティブな影響の双方 に言及していることから生じた現象であり、その 為に Neumark の研究は「恣意的に」利用される ことがある。生活賃金運動に反対する陣営が、 Neumark の研究報告を引用して、自説を展開して いるのはその一例である(45)が、それ以外にも、彼 の「2002年報告書」は多方面に波紋を投げかけて いる。

彼が所属している Public Policy Institute of California のウェブはそのような反響の大きさを象徴 的に示している事例である。そこでは、これまで の先行研究のなかには、一方で、生活賃金が有益 な影響を及ぼしていることを示してきたものがあ り、他方で、ネガティブな影響を与えていること を示唆する研究も存在している等々の混乱が見ら れた、との現状認識のもとで、Neumark のレポー トで提示された証拠はその条例を実施している市 の実際の経験に基づいて提示された初めてのもの である、との評価が開示されている。そして全体 的に言えば、生活賃金は都市の貧しい人々にいく らかの援助を与えているかもしれない、と認めた うえで、Neumark の研究が生活賃金の効果と他の 公共政策の効果を比較していないことに疑問を投 げかけている。生活賃金条例の導入を検討したが、 結局は、地方所得税控除という途を選択した、メ リーランドのモントゴメリー郡の事例を引いて、 生活賃金条例を評価するアナリストやそれを実行 に移す政策担当者は、貧困をなくすことを意図し た多様な方策を十分に比較検討すべきである(46)、 と。

このような「批評」に対してあるいは上記のよ

うな「課題」に応えてる形で、Neumark は、その 後実施した調査研究を踏まえて、生活賃金が貧困 をなくす効果的な政策になりえないということを 否定するものではないと断ってはいるが、貧困対 策として生活賃金条例を選択することにはより慎 重であるべきであるとの立場を明確にし、生活賃 金についてよりネガティブな評価を下している。 というのは、彼によれば、それを実施することに よって追加的な施策が必要になってくるからであ る。たとえば、そのようなものとして、低所得世 帯の子供に対する奨学金、貧困家庭の個人を対象 としたスキル向上政策、所得税の減税、等々が指 摘されている(47)。

更につけ加えておくと、これらの Neumark の 結論には疑問が投げかけられているだけでなく、 彼の「2002年報告書」が公表された直後の2002年 秋にすでにその方法論に対しても疑義が提示され ていたのである。このことは、1994年にボルチモ アで制定された生活賃金条例が、その運動の拡大 とともに、多様な立場のさまざまな人々のなかに 大きな関心をうみだす社会経済的現象になってき たことを示している。

3-2 生活賃金批判への反批判

使用者が賃金を上げなければならなくなったと きに、彼らは雇用者数を減らすであろう、という 考え方を自由市場論の「ドグマ」として位置づけ、 そのことを証明している資料はほとんど公表され ていないと断じているのが Flavio Casoy である。 彼に拠れば、そのような「証拠」を提示している 唯一のエコノミストが (うえで紹介した) D. Neumark であるが、その Neumark の研究には方法論 的に「誤り」が少なからず存在している(48)。

Casoy は Neumark の「結論」に懐疑的な立場か ら、「生活賃金条例は労働者により高い賃金とい う恩恵を与え大きなポジティブな影響を及ぼして

いる。しかもそれは雇用に対してもネガティブな影響を及ぼしていないのだ」と述べている。Casoyの眼から見れば、最低賃金は市場が耐えられる額よりも遙かに下であり、今日の家族を扶養するに必要な賃金よりも絶対的に少ない・・・これが事実であり、その事実から出発すべきなのである。

Casoy は何を根拠としてそのような主張を展開しているのであろうか。彼が依拠しているのはM.Brenner,J.Wicks-Lim,R.Polloin の研究である⁽⁴⁹⁾。そしてそのBrennerたちは、Neumark が用いたデータを批判的に検討して Neumark とは「異なる」結論を導き出していたのである。

Brenner たちは、Neumark の研究成果(2002年)を、これまでのいかなる研究と比べても、包括的なものである、と評価し、その功績を、生活賃金条例の施行によって賃金は高くなるが同時にジョブが減少するという明確なトレードオフが生じていることを実証的に明らかにしたことに見いだしている。と同時に、Brenner たちは Neumark の研究をつぎのように総括している。労働者に対するベネフィットが職を失うというコストを凌駕していることが発見され、全体的にいえば、条例を採択した自治体では生活賃金が貧困をなくす方向に機能していることになる、との現状認識が提示されている、と(50)。

しかしながら、Neumark の発見(したこと)は、Brenner たちに拠れば、方法論的に「不健全で」あり統計的な観点から言えばかなり「粗野な」代物なのである⁽⁵¹⁾。彼らは Neumark の研究を批判的に吟味し、彼によって発見されたこと(すなわち、第1に、生活賃金条例がこれまで計算された以上に広い範囲の低賃金労働者の賃金を高めているということ、第2に、生活賃金条例が失業をもたらすということ)に対して疑問を投げかけている⁽⁵²⁾。より具体的に Brenner たちの見解を聞くことにしよう。

彼らは方法論的なそして統計処理上の問題点と してつぎのようなコトを指摘している。

- 1) CPS が生活賃金条例の賃金ないしは雇用に対する影響を分析する場合には「不適当な」資料であること。というのは、CPS は全国規模の資料であり、そこからローカルエリアの労働市場に該当する資料を抽出すると、サンプル数が極めて少なくなり、誤差が生じやすくなるからである。
- 2)Neumark が用いた統計テクニックは前方一致 検索(truncation)であるが、その「切り詰め られた」(truncated)最小自乗法回帰分析で はサンプルの選択にバイアスがかかること。 Brenner たちは四分位回帰モデル(quantile regression)を利用して Neumark のオリジナ ルデータを組み替え、彼とは異なる結論に達 したのである。
- 3)CPS データをそのまま取り入れ前方一致検索 というテクニックを用いて、生活賃金条例が 実施されると法律のうえでは高い賃金を受け 取ることになる「潜在的な対象者」(potential coverage) を、現実に高い賃金を受け取って いるか否かを確認せずに、条例によって影響 を受ける人々として分類し処理しているこ と。その結果、たとえば、自治体から補助金 を受けている企業にはいまだ条例を適用して いないとの公式のレポートがあるにもかかわ らず、条例が通過した自治体の事実上すべて の低所得労働者が「潜在的な対象者」と仮定 されて分析がおこなわれているために、たと え Neumark のサンプル処理テクニック (truncated regression)を受け容れるとしても、条 例の影響範囲に入る労働者かそれとも影響を 受けない労働者なのかについて「再分類」が 必要になること。
- 4) ロサンゼルスのように高額の州レベル最低賃

金が定められている地域では、Neumark モデ ルのように「潜在的な対象者」として分類す るのではなく、条例が適用されない範疇へと 組み替え直すことが必要であること。という のは、ロサンゼルスの労働者の最低賃金が高 いのは市の生活賃金条例制定の影響ではな く、カリフォルニア州の最低賃金が引き上げ られた結果であるとの解釈も可能であるから である⁽⁵³⁾。

- 5) Neumark の分析ではロサンゼルスの州レベル の最低賃金の影響下にある労働者が代表的な サンプルデータとして利用されているが、そ のような賃金を受け取っていた労働者を除外 して改めて分析を実施すると、賃金効果は Neumark の推定とは異なった数字を示すこ と。したがって、州レベルの最低賃金が適用 されている労働者にも市条例が適用されると の想定のもとで分析された結果をアメリカ全 体に拡大して解釈することは妥当性をかなり 欠くものになってしまうこと。
- 6) Neumark の分析では、「現役の」労働者では ない人々、それ故に自分が働いている経済セ クターの賃金については信頼できる情報をも たない人々が「潜在的な対象者」として分類 されているために、生活賃金条例の雇用に対 する影響についても「歪んだ」結果がでてい ること。

Neumark の分析結果は追試に耐えるものではな かった - - - これが Brenner たちが「とりあえず」 提示した結論である(54)。「とりあえず」の意味は、 彼らの分析も生活賃金が低賃金労働者に対して賃 金や雇用機会の面でどのような影響を与えている のかについい十分な回答を与えていないからであ る。そのことは Brenner たちも自覚しており、彼 らがアメリカの低賃金労働者に対する生活賃金の 影響の解明に向けて多くの研究が今後進められる

ことを期待していることからも明白である。

4 . 生活賃金運動が提起している こと

これまでの行論からもわかるように、アメリカ で生まれその後世界の各地で展開されるように なってきた生活賃金運動に対する評価は、それぞ れの政治的な立場とも絡んで、かなり錯綜してい る。そして、その運動の実態ならびに影響がいま だ十分に解明されず「不透明で」「曖昧な」部分 を多分に残していることがそのような混乱状況に 拍車を掛けている。特に、生活賃金の支給が低賃 金労働者だけでなく低所得世帯の生活水準向上に 現実に貢献しているのか、その反作用として失業 が増えてはいないのか、等の重要な問題に関して、 さまざまな分析がおこなわれているが、必ずしも 多くの人々を納得させる成果が生まれていないだ けでなく相対立する報告書が公表されているのが 現状である。

本稿で意図していることはそのような多様性を 整理することではなく、生活賃金運動が提示して いる問題提起の内容を読み解くことである。

まずはじめに、何故に生活賃金運動が展開され るようになったのか、それを生みだした社会経済 的要因を考えてみよう。

本稿では、現代の生活賃金運動が、20数年続い た実質賃金や家計所得の低迷・低下の後の1990年 代中頃に、アメリカにおいて出現したことは驚く べきコトではない、という現状認識に注目する(55)。

このような認識の背後には、最低賃金が実情に 合わないほどその価値が低下しているにもかかわ らず改正されないという「実態」がある。たとえ ば、Brennan Center for Justice のウェブに2003年10 月にアップされた資料(56)には、現在の賃金価値が インフレを考慮すると1968年と比べて40%低下し

ている、との数字が示されている。またフルタイムで働き困窮レベルの賃金しか稼いでいない労働者の数はアメリカ全土で1000万人以上にのぼり、失業中やパートで働きフルタイムで働くことを希望している人々を含めると、アメリカの労働者の多くが極めて厳しい状況に置かれている現状が浮かび上がってくる、との「困窮の実態」も公表されている(57)。

このことは「公式の」資料でも確認されることである。保健社会福祉省(HHS)の資料によれば、4人家族の2003年度の貧困ラインは年間で18,400ドルである⁽⁵⁸⁾。これを基準として、1週間40時間で年に52週働くと仮定して計算すると、労働時間は2080時間であり、時間あたりの賃金は8,85ドルとなる⁽⁵⁹⁾。

貧困ラインと「標準」生計費が異なるとすれば、現在のアメリカで「普通に adequate」生活するにはどの程度の額のお金が必要なのであろうか。これに関しては、EPIのウェブにいくつかの資料があり⁽⁶⁰⁾、そのなかで、サンフランシスコに住む大人 2 人子供2 人の家族を想定して計算された生計費(2005年度8月予想)が例示されている⁽⁶¹⁾。

住居費 housing (月額)	1,539ドル
食費 food (月額)	587ドル
養育費 child care (月額)	892ドル
交通費 transportation (月額)	358 ドル
健康管理費 health care (月額)	345ドル
その他の必要経費 other necessities(月額)	574ドル
税金(月額)	507ドル
合計(月額)	4,802ドル
合計(年額)	57,624ドル

この生計費に必要な一人の労働者の時間あたりの賃金はフルタイムで働いているのが一人か二人によって異なってくるので明示されていない。ちなみに、年間労働時間を2080時間として計算すると、共稼ぎの場合には13.65ドルとなり、片一方が専業主婦であれば27.70ドル必要であるが、後者の場合には交通費や経費も異なってくることが予想されるし、子供も、ボルチモアのケースでは、7歳と3歳の子供が前提にされていたが、その前提条件が崩れると、額も当然異なってこよう(62)。

それ故に、本来であれば、最低賃金を制度的に

あげることが「有効な」対応策であろう。しかし、 現実には、連邦レベルで最低賃金法を改正するの は極めて困難な事柄である。このことを示してい るが2001年3月28日に BusinessWeek に掲載され た署名記事 (Sharpr,R., "What Exactly Is an 'Living Wage'?")である。そこには、生活賃金運動の 賛同者は何故に沢山の労働者が対象となる連邦最 低賃金の引き上げを求めて運動を展開しないの か、との質問に答える形でつぎのような「現実」 が引き合いに出されている。ローカル・レベルと 異なり、全国レベルでは「ビジネス・グループが 議会において強力な影響力を行使する。過去にも 連邦最低賃金を1時間6.15ドルに引き上げる試み が彼らによって阻止された。ワシントンの立法者 はまもなく再度同様の法案を議論する計画を立て ている。しかし生活賃金運動家は最低賃金が貧困 レベルに引き上げられる可能性がないことを承知 している。それがために、彼らは地方でその問題 とコツコツ取り組みそれを事実上なし崩しにする ことをめざしているのだ。」 (63)

全国レベルで問題を解決することは、過去の経緯を考えると、現実には「不」可能である。とすれば、われわれの問題を解決するには、われわれがヨリ身近なレベルで何とかしなければならない。このような現状認識が市や郡というローカル・ベルで新しい最低賃金法をもとめる運動が生みだしたのであり(64)、多くの地方自治体で生活賃金条例が制定されているのはその結果なのである。

公権力(法律)によって賃金の価格を決定することに対しては、リバタリアン的な所有権を重要視する立場からの反対が予想されるし(65)、労働者の尊厳とフェアプレイの権利を主張する立場はそれを支持するであろう(66)。しかし事態が深刻に受け止められていることは間違いのない事実であり、そのことは運動が決して労働組合ないしは労働者の組織だけに支持されているのではないとい

う事実によく示されている。

生活賃金運動は、その発生の経緯を考えると当 然のことであるが、今日ではその地域の教会に よって強力にバックアップされている。これは「宗 教的倫理に基づいた社会活動の活発化 (faith-based activism is on the rise)」と形容されている事象 であり、アメリカ全土で幅広く見られる現象であ る。たとえば、ロサンゼルスを例に挙げると、そ のような組織として Clergy and Laity United for Economic Justice : CLUE (http://www.cluela.org/) *National Interfaith Committee for Worker Justice: NICWJ (http://www.nicwj.org/) が著名であり、そ のタイプの活動家の精力的な行動が地方紙で再々 報道されている(67)。

このような動きは、生活賃金運動が倫理的な観 点から「正当化」され推進されていること ---但し、その内容はキリスト教 (Christian)的な色 彩を強く帯びている - - - を意味している。「生活 賃金が支払われるジョブに就く権利」が提起され (68)、現在の生活賃金運動を支えている思想のひと つとして注目されている(®)のはそのひとつの反映 であり「成果」でもある。

と同時に、この権利がどこまで「普遍的な」倫 理観に裏打ちされた権利となるのか - - - これが 今後の課題である。というのは、公共政策の在り 方に関して、たとえば、上述のごとくリバタリア ンからの「根強い」批判があるということは、生 活賃金に対する態度・評価が「共感」とか「同情」 という「心情的な」レベルにとどまり、具体的な 政策レベルで「共有化される」までには至ってい ないことを示しているからである。

生活賃金運動の意義は、その運動の展開のなか で、「まともに働いている」ひとのなかに「公式 の」貧困レベル以下の生活を余儀なくされている 人々がかなりの規模で存在していることをあかる みにだしたことにある。

「生活賃金が支払われるジョブに就く権利」を提 唱している W.Quigley には、「貧困と仕事」の現実 はわれわれの「常識を超えている」との認識がある。 彼はそれを「神話の崩壊」というタームで説明して いる(70)。

- 【神話1】多くの貧しい人々は働いていない。
 - 【現実】多くの貧しい人々は、すでに誰かが働い ているファミリーのなかで生活してい
- 【神話2】世の中には働こうとする人びとに対して は沢山のジョブがある。求人広告を見れ さえすれば良いんだ!
 - 【現実】よく見ればわかることだが、求人広告の 多くは教育経験ないしは実務経験を求め ており、貧しい人びとはまさにこれらを 欠いている。
- 【神話3】失業は非常に低い水準であり、現実にジョ ブを求めている人びとはほとんどいな 61.
 - 【現実】政府の公式情報を利用しても、失業は人 びとが考えている数の二倍に達してい る。しかもその数字は働くことを必要と している人びとをカウントしていない。
- 【神話4】もし人びとが最低賃金でも働くならば、彼 らは貧困から脱するであろう。
 - 【現実】フルタイムの最低賃金仕事はこれまで多 くのファミリーを貧困ラインから救出す るに十分ではなかった。
- 【神話5】最低賃金は重要ではない。というのは、 ティーンエイジャーを除いて誰も最低賃 金を稼いでいないからである。
 - 【現実】該当する労働者の68.2%は20歳以上であり、 半数に近い人びとがフルタイムの労働者で ある。
- 【神話6】コミュニティにとって最低賃金及び低賃 金のジョブは重要である。なぜならば、 雇用者が、提供できる賃金で、未熟練労 働者に訓練の機会と経験を与えているか らである。そしてこのことによって、労 働者はスキルを向上し高賃金のジョブに 移ることが可能になる。
 - 【現実】たしかに低賃金ジョブが高いスキルの高 賃金ジョブへの一時的通過点である人び とも存在している、しかしそれらは少数 であり、圧倒的大多数の人びとにとって は低賃金ジョブは永久的なものである。
- 【神話7】現実には、貧しい人びとがあちこちにい るということはない。
- 【現実】ここ10年間で言えば、3000 4000万人が 考えられない程に低い貧困ライン以下で 生活している。

- 【神話8】貧困層は別として、アメリカでは多くの 人びとがかなりよく(pretty well)暮ら している。
 - 【現実】アメリカでは、貧困レベルの賃金しか得 ていない人びとの数は四分の一強に達し ている。
- 【神話9】貧しい人びとの多くはアフリカ系あるい はヒスパニック系の人びとである。
 - 【現実】アフリカ系あるいはヒスパニック系の貧 し人びとの数よりも白人の貧しい人びと の数の方が常に多いのが現実である。
- 【神話10】貧しい人びとの多くは無収入の(nonworking)中年の物ごいする路上生活者である。
 - 【現実】Can you spare some change ? と言っている人びとはたしかに貧しい他の人びとと比べると眼に付くが、彼らは貧困の小さな本当に小さな部分にすぎないのだ。
- 【神話11】貧困は現実にはスラム街の問題である
 - 【現実】人間が存在するところではどこであろう とも貧しい人びとが存在している。
- 【神話12】アメリカは世界の他のどこの国々と比べても遙かに多大な援助を貧しい人びとに与えている。
 - 【現実】国家予算のなかで社会保障・福祉が占める割合で考えると、アメリカは96カ国の中で20位である。

このことは、同時に、賃金はマーケットのメカニズムだけでなく「労働力の再生産」という視点から考えなければならないのではないのか、との問題提起がなされていることを意味している(71)。

問題を整理してみよう。

生活賃金を受け取る権利が宗教的な倫理観だけに支えられている現状から抜けでてより普遍的な支持を獲得するためには幾つかの問題を解決することが必要になってくる。というのは、運動の現状は、その内実を検討すると、幾つかの問題が未整理のままでキャンペーンが展開され続けてきたことを示唆しているからである。それは、「公平な」賃金とは何か、という課題に収斂する。この場合、「公平」ということは賃金格差に関わるものである。そしてその視点から見ると、人間としての日常生活ができる額の賃金が保証されて、言

い換えれば、そのことが「前提条件」として満たされた経済的状況のもとで、然るべき根拠に裏付けられた格差をともなった賃金 - - - これが「公平な」賃金である。しかしここには2つの問題がある。

第1に、人間としての日常生活を営むことができる額の賃金に関して、この場合の人間はいかなる個人を念頭に置いたものなのか、が問われている。未熟練の単身労働者か、結婚している労働者か、熟練労働者なのか。

職種別労働組合のパワーが強力であったときに は、その伝統的な組合は熟練工を対象としたもの であったために、そこには暗黙のうちに「いちに んまえの」労働者には被扶養者の有無や年齢に関 係なく「世帯賃金」が保証されるという思想があっ た。したがって、当該職種で「一人前として」認 められたならば、(被扶養者を抱えた)既婚者で あろうと単身者であろうと、親子4人という「標 準的な」家族が生活できる標準賃金が保証されて いた。これが世帯賃金であり、ヨーロッパを中心 に労働世界のなかで伝統的に継承されてきた基本 的な賃金思想であった。その場合には、未熟練労 働者は結婚していようと多くの子供がいようとそ の個人的属性に関係なく、標準賃金は支払われな い。彼らが生活できるか否かは賃金の問題ではな く、政府の福祉政策の範疇に入る問題と解されて きた。

しかし時代の流れはその世帯賃金概念を「崩壊」 させるような方向へと動いてきた。女性の社会進 出、男女雇用機会の均等、ポジティブアクション、 シングル志向、結婚しない症候群、あるいは、オー トメーション、IT 革命、経済のグローバル化、 ボーダーレス、等々。これらは「世帯賃金」とい う観念を生み出す現実的基盤が喪失しつつあるこ とを意味している。今日では、たとえば一方で女 性の社会進出で「世帯」概念の問い直しがもとめ

られ(誰が世帯主なのか)、他方で、伝統的な組 合の組織率が低下し、未組織労働者すなわち不熟 練労働者が増加し、彼らの中で結婚して家庭を 持ったものが「食べれない」という現実が生まれ ている。ACORN のような未熟練労働者の組合が 発言しているのはそのような現状の反映であり、 生活賃金条例の対象者がいわゆる「非」熟練工で あることは、ある意味で、当然の事柄であろう。 これは従来の賃金観が崩壊していることを示して いるのであろうか。

それ故に、第2に、格差の根拠は何なのか、が 問われることになった。就いているジョブの価値 か、該当者のスキルか、と。

賃金はたしかに現象的には労働への対価である うが、それは「労働力の再生産」が保障されてい ることを前提にして生まれてくるものである。今 回の生活賃金運動の意義は、(「労働対価」とい う現象的な視点だけでなく)「労働力の再生産」 という視点が重要であることを認識させ、そして 現在「そのことが忘れ去られているのではないの か」という問題提起をおこなったことにあるので はないだろうか。賃金額を何を基準にして決める のか。労働力の再生産費の計算基準は何なのか。 独身者か、標準家族か。この意味で、生活賃金運 動は大きな問題を提起していることになる。

と同時に、われわれは、上記のことと矛盾して いるが、賃金は仕事に対して支払われるのか、人 間に対して支払われるのか、そのことを改めて問 われている。生活賃金運動が、ヨーロッパのよう な「資本主義としての伝統を欠いた」アメリカで 生まれ、それが逆にヨーロッパに影響を及ぼして いることは、この点で、極めて示唆的である。と 同時に、S.Luce が日本の賃金システムを、必要 に応じて支払われている、と評価している⁽⁷²⁾のも 実に興味深い。これは日本企業で「支配的であっ た」単身者からはじまる「生活」賃金を新しい視 点で読み直す機会となり、そのような作業が本格 化することに繋がっていくのであろうか。

生活賃金運動は、これまでの整理に従えば、最 低賃金の意味を問い直したこと、更には、そして 「公平な」賃金とは何か、働くものの権利は何か、 等々の新たな問題提起をしたことに意義がある。 そのことを象徴しているのが上述の「生活賃金が 支払われるジョブに就く権利」である。

これは、端的に言えば、これまでの賃金制度で は対応できない程に労働の世界が変化しているこ との反映である(73)。アメリカは、ヨーロッパの職 種別賃金とは異なり、職務給が生まれた社会であ る。熟練工が横断的に組合を組織するのではなく、 細分化されたジョブに「値段」をつけるという極 めて労務管理的な賃金システムが普及したアメリ カ。その社会でいままた新たな変化が生じている。 IT 革命がすすみ、熟練が必ずしも必要ではなく なり、それまで存在していたジョブがジョブとし ての「価値」を失い、労働の意味が崩れてしまっ た。その結果、簡単に言えば、賃金を何を基準と して支払えばよいのか、わからなくなってきてい るのだ。

生活賃金キャンペーンはそのような状況のなか で「でてくるべくして」生まれた運動である。「生 活賃金」というコトバ自体がまさにそのことをよ く示している。それは、労働の世界の混乱を反映 してか、極めて不正確な概念であり、キチンと定 義されない状態で一人歩きしてしまった。単身者 と(被扶養者を抱えた)既婚者の区別がないし、 熟練・不熟練の区別もない。貧困レベル以上の賃 金という意味で、範疇が異なっても同額の賃金が 支払われるのであれば、アンフェアーではないの か、という疑問がでてくるのは当然であろう。企 業側から言えば、対象者がキチンと限定されしか もその人間が「生活できる」額が最低賃金として 決められているならば、そして、当該企業に、仕 事に対して支払うのか、人間に対して支払うのか、 どちらにしても明確な支払い基準が存在している ならば、それは、労務管理的には、フェアーであ る。したがって、そのような最低賃金が現実に実 施されているならば、あとは国の福祉政策の問題 である、との企業の「開き直り」がでてきたとし ても、それはそれなりに正当化されるであろう。

いずれにしてもこれらの問題は簡単に答えのでてくる問題ではなく、いまだ「進行形」の段階であり、今後更に経験が蓄積されて方向が見えてくる性質のものであろう。但し、それは個別企業の問題なのか、社会制度に関わる問題なのか、そのことが問われているのは間違いのない事実であり、この問題はまさに「転換期」を象徴する現象である。

- (1)Glickman, L., A Living Wage: American Workers and the Making of Consumer Society, Cornell Unversity Press, 1997, p.11.このような認識は共有されている。例えば、Brenner, M., "Defining and Measuring Living Wages in a Global Context", 2002.参照。このワーキングペーパーは PERI(Political Economy Research Institute)のウェブ内からダウンロード。PERI はマサチューセッツ州立大学アムハースト校内にある(経済学部と密接に提携している)独立の組織である。(http://www.oit.umass.edu/~peri/html/1/121.html 2004/11/21アクセス)
- (2) Glickman, op. cit., p.2.
- (3) Glickman, op. cit., p.2.
- (4) Glickman, op. cit., p.3.
- (5) Glickman, op. cit., p.3 Brenner は、「生活賃金がニューディール社会契約の土台を形成した」と評価している。Brenner, op. cit., pp. 2-3.
- (6) Brenner, *op.cit.*, pp.2-3.
- (7) Glickman, op. cit., p. .
- (8) Levin-Waldman, O.M., *The Political Economy of the Living Wage*, M.E. Sharpe, Inc., 2005, pp. 36-37.
- (9)正確には4つのタイプがある。労使それぞれを代表する委員と中立委員から構成される審議会か最低賃金を決める、審議会方式(日本やフランス)法律で最低賃金額そのものを決める、法定方式(アメリカ)一定の地域の特定の業種ないしは職種に

- 関して労働協約で締結された内容を協約当事者以外のアウトサイダーにも強制的に拡張適用する、労働協約拡張適用方式(ドイツ)、労働裁判所や労働委員会等の裁定によって賃金の最低限度を決めこれに法的拘束力を持たせる、労働裁判所方式(オーストラリア)。(五中畑明『新たなる最低賃金制』日本労務研究会、1996年、357 358ページ)。
- (10) http://www.epinet.org/content.cfm/issueguides_living wage_livingwagefaq (2005/01/02アクセス)
- (11) これに関しては、"What Exactly Is a Living Wage "?, BusinessWeek /online ,May 28,2001 (http://www.businessweek.com/magazine/content/01_22/b373410 6.htm(2004/11/08アクセス)およびステファニー・ルース/荒谷幸江訳・編「アメリカにおける生活賃金運動(上)(中)(下)」『労働法律旬報』No.1522,No.1524,No.1526,2002年を参照。他にも、Niedt,C. and etc., "The effects of the living wage in Boltimore", Working Paper No.119 (Economic Policy Instityte), 1999. (http://www.epinet.org/Workingpapers/BUILD.pdf 2004/11/11アクセス)参照のこと。Luce の最近の著作として、Luce,S., Fighting for a living Wage,Cornell University Press, 2004がある。
- (12)運動を支持する立場(the Economic Policy Institute) からのQ&A(http://www.epinet.org/content.cfm/iss ueguides_livingwage_livingwagefaq 2004/11/21アクセス) および運動に反対する立場(The Employment Policies Institute)からのQ&A(http://www.epionline.org/lw_faq.cfm 2004/11/21アクセス)参照。
- (13) Steven Malanga, 'Living Wage' Is Socialism (http://daily.nysun.com/Repository/getFiles.asp?Style = OliveXLib:ArticleToMail&Type=text/html&Path=NYS/2003/01/30&ID=Ar00700 2004/11/07アクセス)

 Steven Malanga はマンハッタン研究所のシティ・ジャーナルの編集責任者であり、この論文は2003年冬に公表されたものである。キャンペーンの「変質」については支持者からも語られている。もっとも「拡大」という意味であるが・・・。たとえば、Flavio Casoy, "The Argument for a Living Wage", (http://www.yclusa.org/article/articleprint/1531/-1/292/2004/11/09アクセス)を参照。
- (14) http://www.acorn.org/(2004/11/03アクセス)。
- (15) http://www.livingwagecampaign.org/(2004/11/03アクセス)
- (16) http://www.livingwagecampaign.or./ (2004/11/13 アクセス)
- (17) http://www.epionline.org/ (2004/11/11アクセス)

- (18) http://www.epionline.org/ (2004/11/11アクセス)
- (19) http://www.epionline.org/lw_proposal.cfm?state=AllS <u>tates&sort=city</u>(2005/07/10アクセス)
- (20) http://www.universallivingwage.org/ (2005/07/08 アクセス)
- (21) http://www.laane.org/lw/legislation.html (2004/11/11 アクセス)
- (22) Lucille Whitney, "San Francisco approves living wage bill" (http://www.pww.org/past-weeks-2000/S.F.%2 <u>0living%20wage%20bill.htm</u> 2004/11/10アクセ ス)。また下記のウェブも参照。http://www.newr ules.org/equity/wage.html(2004/11/15 アクセス)
- (23) http://www.hlkklaw.com/livingwage/index.html (20 04/11/15アクセス)
- (24) http://www.newrules.org/equity/santamonica.html (2004/11/15アクセス)
- (25) http://www.hcs.harvard.edu/~pslm/livingwage/portal. html (2005/01/15アクセス)
- (26)この現象に焦点を合わせたのが、例えば、Figart, D.M(ed.) ,Living Wage Movements: Global Perspectives, Routledge, 2004である。
- (27) Figart(ed.) op. cit., pp. 85-100.
- (28) Schenk, C., From Poverty Wage to a Living Wage, O FL/FTO(http:/www.socialjustice.org/pdfs/povetyliving wage.pdf 2004/11/08アクセス)。Center for Social Justice(http://www.socialjustice.org/) のウェブから ダウンロード。
- (29) Schenk, op. cit., p. 19.
- (30) Figart(ed.), op. cit., pp. 101-121. また下記のウェブも 参照 (http://www.telcocitizens.org.uk/livingwage.html 2005/07/13アクセス)
- (31) <u>http://www.unison.org.uk/acrobat/B507.pdf</u>(2004/11/19 アクセス)
- (32) これには London Citizens の圧力もあった。この 間の事情に関しては、This is London の記事(http ://www.thisislondon.co.uk/news/londonnews/articles/ 14598733?source=Evening%20Standard 2004/11/19 アクセス)やLondon Citizensのウェブ(http://w <u>ww.telcocitizens.org.uk/</u>2004/11/19アクセス)を 参照。
- (33) LivingWage/FAQs (http://www.epionline.org/lw_faq. cfm 2004/04/11/07アクセス)
- (34) http://www.epionline.org/lw_proposal.cfm?state=AllS tates&sort=city (2005/07/10アクセス)
- (35) Malanga, Living Wage'I s Socilism 参照。
- (36) *Ibid.*
- (37) Horowitz, C.F. "Keeping the Poor Poor: The Dark Side of the Living Wage". Policy Analysis, No.493

- (October 21,2003) (http://cato.org/pubs/pas/pa493. pdf 2004/11/10アクセス)。Policy Analysis は Cato Institute の刊行物。The Cato Institute は、1977年 に、個人の自由、小さな政府、自由市場、法至 上主義 (rule of law) というアメリカ建国の精神 を信奉するリバタリアンE.H.Grane によっ て創設された、Washington, DC に本部を置く研 究機関である。
- (38) ここで、Horowitz が注目しているのは、Wall Street Journal (June, 13,2001) に掲載された "Just Wage"と題された記事である。
- (39) Neumark は上記以外に、フルタイムで一年間通 して働く労働者がいる1世帯に必要な額の賃金 をめざしていることを挙げている。Neumark, "D.,"Minimum wage and living wage", in Figart(ed.), op.cit., p.171.
- (40)彼が依拠しているのは、Employment Policies Institute (http://www.epionline.org/) が公開している 資料" The Minimum Wage Debate: Question & Answer" (1997年) である。ちなみに、EPI は、2004 年に、ACORN を「攻撃」する論文を公表して いる (http://www.epionline.org/study_detail.cfm?sid <u>=78</u> 2004/12/05アクセス)。
- (41) The Journal of Human Resources には有益な論文 が掲載されている。例えば Neumark が積極的に 投稿している (Neumark, D. and Adams, S., "Do Living Wage Ordinances Reduce Urban Poverty?", The Journal of Human Resources, 38-3, 2003; Neumark, D., Schweitzer, M. and Wascher, W., "Minimum Wage Effects throughout the Wage Distribution", The Journal of Human Resources, 39-2, 20 04) し、反対の立場からのそれに対する批判論文 も掲載されている。また最低賃金を巡る議論も 活発であり、例えば、最低賃金と雇用を巡る相 対立する見解が、近年では、The American Economic Review, December, 2000に掲載されている。
- (42) Neumark, D., How Living Wage Laws Affect Low-Wage Workers and Low-Income Families, Public Policy Institute of California, 2002. pp. 132-133.
- (43) http://bls.census.gov/cps/overmain.htm (2004/12/05 アクセス)
- (44)これに関しては下記の論文を参照のこと。有料 でダウンロード可能。Neumark,D.sndAdams,S.,"Do Living Wage Ordinances Reduce Urban Poverty?", N BER Working Paper No. w7606. Issued in March 2000 (<u>http://papers.nber.org/papers/W7606</u> 2004/11 /11アクセス)
- (45) 逆に、Shapiro,J.M.,"The Living Wage Debate"(http:

- //www.aworldconnected.org/article.php/528.html 2005/01/09アクセス)は、Neumark の研究成果が生活賃金(運動)擁護者の主張を裏付けるものとして利用されている事例のひとつである。
- (46) Public Policy Institute of California,Research Brief,
 March 2002 (http://www.ppic.org/content/pubs/PB
 302DNRB.pdf 2004/11/04アクセス)
- (47) Neumark, D., "Minimum wage and living wage", in Figart (ed.), *op.cit.*, pp.182-184.
- (48) Flavio Casoy, "The Argument for a Living Wage" (ht tp://www.yclusa.org/article/articleprint/1531/-1/292 / 2004/12/05アクセス)
- (49) Brenner,M.,Wicks-Lim,J.and Polloin,R.,"Measuring the Impact of Living Wage Laws:A Critical Appraisal of David Neumark's How Living Wage Laws Affect Low-Wage Workers and Low-Income Families".このワーキングペーパーは、Political Economy Research Institute (PERI)のウェブから入手できる。(http://www.umass.edu/peri/2004/11/21アクセス)
- (50) Brenner, Wicks-Lim and Polloin, op. cit., p.1.
- (51) Brenner, Wicks-Lim and Polloin, op. cit., pp. 1-2.
- (52) Brenner, Wicks-Lim and Polloin, op. cit., pp.27-28.
- (53)連邦の最低賃金は5.15ドル、カリフォルニア州の最低賃金は6.75ドル、ロサンゼルスの生活賃金条例では7.72ドルである。Neumark, Minimum wage and living wage, p. 171
- (54) Figart(ed.), Living Wage Movements: Global Perspectives, Routledge, 2004 [ld Brenner, M. * Neumark, D. の論文が掲載されている。Levin-Waldman は、Neumark の研究が「実証的」であることを評価し ているが、CPS に依拠している点に触れて、CPS はそのような資料としては不適当であることを 繰り返し指摘している(Levin-Waldman,O.M., The Political Economy of the Living Wage, M.E.Sharpe,Inc.,2005,pp.12-13.)。また D.Card & A.Krueger も義務づけられた最低賃金額の評価をめぐって Neumark と対立している。たとえば、Card,D.,Katz,L.F. and Krueger. A.B., "Comment on "Employment effects of minimum and subminimum wages: Panel data on state minimum wage laws," by David Neumark and William Wascher ", The Journal of Human Resources, 47-3, 1994 及び Card, D. & Krueger, A., Myth and Measurement. The New Economics of the Minimum Wage, Princeton University Press, 1995が 著名である。Industrial and labor Relations Review, 48-4,1995には、Mythand Measurement. The New Economics of the Minimum Wage に対する「書評シ

- ンポジウム」が掲載されている。
- (55) Brenner,M., "Defining and Measuring Living Wages in a Global Context", 2002,p.3. 以下のウェブから ダウンロード (http://wwwx.oit.umass.edu/~peri/html/all.html 2005/01/06アクセス)
- (56) Brennan Center for Justice 掲載のQ & A (http://wwww.brennancenter.org/programs/living_wage/index.html 2004/11/11アクセス)
- (57) Gonsalves, "S.,A Basic Right Living-Wage Jobs" (http://www.commndreams.org/views03/0902-09.html 2004/11/10アクセス)
- (58) http://aspe.hhs.gov/poverty/figures-fed-reg.shtml (2005 /01/09アクセス)
- (59) http://livingwagecampaign.org/index.php?id
 =1954 (2005/01/09アクセス)
- (60) http://www.epi.org/content.cfm/datazone_fambud_budget (2005/07/14アクセス)
- (61) http://www.epinet.org/calcoutput.cfm?template=epibud http://www.epinet.org/calcoutput.cfm?template=epibud http://www.epinet.org/calcoutput.cfm?template=epibud http://www.epinet.org/calcoutput.cfm?template=epibud http://www.epinet.org/calcoutput.cfm?template=epibud http://www.epinet.org/calc.YJWLua&title=Basic%20Family%20Budget%20Calculator (2005/07/14アクセス)
- (62) 生計費を構成する項目として何がふさわしいのか,等を含む、ベーシックなファミリー予算(basic familiy budget)の計算方法、過去の方法論の検討、に関しては、つぎの文献を参照のこと。Bernstein,J.,Brocht,C. and Spade-Aguilar, M.,How much is enough? Basic Family Budgets for Working Families, Economic Policy Institute, 2000.
- (63) BusinessWeek/online, May 28,2001有料でダウン ロード可能。
- (64)「市や州が労働者家族を守るため歩を進めなければならない」。Brennan Center forJusticeのウェブ掲載のQ&A参照。(http://www.brennancenter.org/programs/living_wage/index.html 2004/11/11アクセス)
- (65) リバタリアニズムの立場から言えば、雇用者と 被雇用者の間で合意(契約)に達した賃金が フェアな賃金であり、法律でそれを律すること は双方の自由の侵害である。
- (66)このことに関しては、Shapiro,J.M.,"The Living Wage Debate" (http://www.aworldconnected.org/article.php/528.html 2005/01/09アクセス)で触れられている。
- (67) 例えば、つぎのような資料がある。Feingold,D,. "Putting Faith in Labor", Los Angeles Times, Aug. 28,1998. Los Angeles Times (http://www.latimes.com/) のアーカイブ・ページ (http://pqasb.pqarchiver.com/latimes/search.html) から有料ダウンロード(2004/12/27)。Figart,D.M., "Ethical foundations

- of the contemporary living wage movement", *International Journal of Social Economics*, Vol. 28, No. 10/1 1/12, pp. 800-814.
- (68)「生活賃金が支払われるジョブに就く権利」は W.Quigley によって提唱されている。Quigley, W., Ending Poverty As We Know It, Temple University Press, 2003参照。
- (69) たとえば、Common Dreams に掲載された論文(<u>h</u> ttp://commondreams.org/2004/12/06アクセス)を参照。Common Dreams は1997年に創立されたメイン州ポートランドに本部を置く全国レベルの非営利の市民組織。
- (70) Quigley, op. cit., pp. 19-28.

- (71) Figart,"Ethical foundations of the contemporary living wage movement",p.800.
- (72)ステファニー・ルース/荒谷幸江訳・編「アメリカにおける生活賃金運動(下)」21ページ。
- でする。 では、 ED には多数の資料があるが、とりあえず挙げれば、 Boushey, H. and et al., Hardships in America: Real Story of Working Families, Economic Policy Institute, 2003: Mishel, L., Bernstein, J. and Boushey, H., The State of Working America 2002/2004, Economic Policy Institute, 2003; Shipler, D., The Wooking Poor: Invisible in America, Alfred A. Knopf, 2004がある。